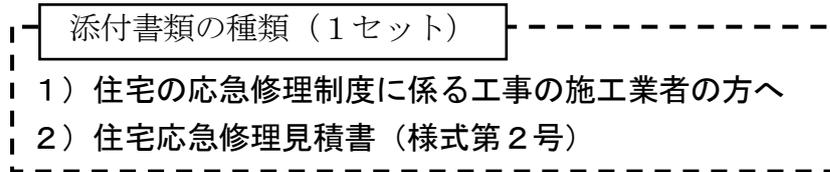


## 4. 住宅応急修理を申し込まれたみなさまへ

### 1 添付書類をご確認ください



複数の工事業者にお願いする場合は、市町村の申請窓口におたずね下さい。例えば、屋根の修理をA社、配管の修理をB社にお願いするといった場合は、2セットが必要です。

### 2 この書類を受け取ったら・・・

#### (1) 工事業者が1社の場合

希望する修理の箇所について工事業者とよく打合せの上、添付書類一式を渡し、見積の作成を依頼してください。

#### (2) 工事業者が複数の場合

希望する修理の箇所について各工事業者とよく打合せの上、添付書類一式を渡し、見積の作成を依頼してください。

全体工事費の総額をまとめた「住宅応急修理見積書（総額用）」が必要となります。

宮城県土木部建築安全推進室のホームページ(<http://www.pref.miyagi.jp/kenan/>)から様式をダウンロードすることができます。

この書類は、申込者が作成するか、又は工事業者のうちの1社に、作成を依頼してください。

### 3 工事業者から修理見積書が提出されたら・・・

工事業者から修理予定箇所や費用など見積書の内容について説明を受け、適切であることを確認されましたら「修理申込者記入欄」に記名押印の上、申請受付窓口へ1部提出してください。支払い予定業者が複数の場合は、「住宅応急修理見積書（総額用）」の提出も必要となります。窓口への提出は、工事業者へ依頼されても結構です。

### 4 応急修理工事の実施

申請受付窓口では、提出された見積書を審査後、工事業者に修理依頼書を交付します。工事業者からその旨連絡がありましたら工事実施となります。

なお、窓口での審査の結果、部位によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

### 5 工事完了後（申込者は市町村に手続きの必要はありません）

工事完了後、工事業者は工事完了報告書を申請受付窓口へ提出し、応急修理に要した費用を市町村に請求します。市町村は、審査を行った上で工事業者に費用を支払います。なお、自己負担分については、直接工事業者に支払いを行ってください。